

事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）について（諮問第3021号）

<目次>

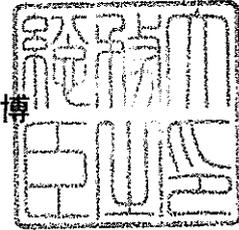
1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	新旧対照表	5
	・ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案	
	・ 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案	
	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案	
	・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	



諮問第3021号
平成22年2月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第41条第1項及び第2項の規定による電気通信設備の技術基準に係る省令委任事項並びに同法第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）及び電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部を改正することとしたい。

については、同法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正
(重要通信の義務化に関する制度改正) について

I 背景

緊急通報及び災害時優先通信に関して、現在、O A B～J番号を使用する電話（アナログ電話、I S D N及びO A B～J－I P電話）に緊急通報の提供が義務づけられているほかは、電気通信事業者の自主的取組の中で提供されているところである。O A B～J番号を使用する電話、携帯電話及びP H Sが緊急時の通信手段として重要な役割を果たしている状況にかんがみ、それらの通信手段においても、緊急通報及び災害時優先通信の提供を確保する必要がある。

総務省の「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」報告書においても、携帯電話等について、緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化すべき旨の提言がなされている。

これらを踏まえ、緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化することを目的とした関係省令の改正を行うため、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）及び電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部改正について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第4号の規定により諮問するものである。

II 改正の概要

- 1 電気通信番号規則の一部改正
 - ・ 携帯電話及びP H Sに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を指定する際の要件として、緊急通報の利用が可能であることを追加する。
- 2 事業用電気通信設備規則の一部改正
 - ・ 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備のうち、アナログ電話用設備、I S D N用設備、O A B～J－I P電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備について、災害時優先通信を扱う機能を有することを義務づける。
 - ・ アナログ電話用設備、I S D N用設備及びO A B～J－I P電話用設備については、設備の改修等が必要であるため災害時優先通信の提供ができない場合には、制度改正から2年を限度として義務を課さないこと

- とする。
- ・ 災害時優先通信を扱う事業用電気通信回線設備に必要とされる機能等について、所要の規定整備を行う。

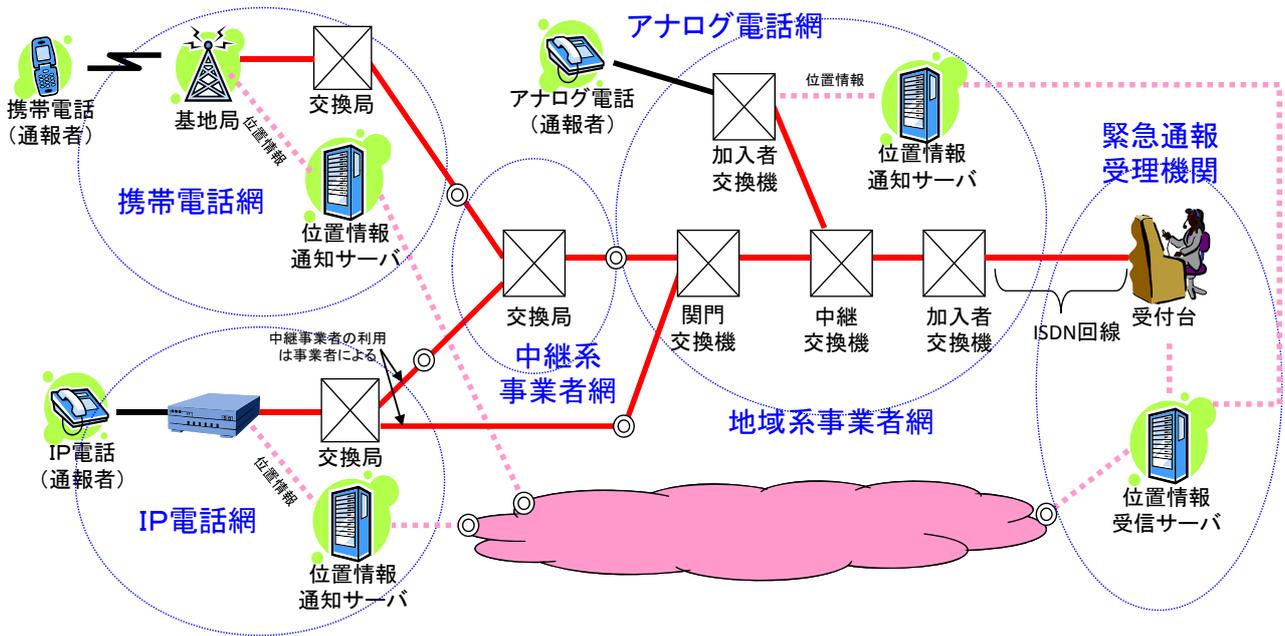
(参考：諮問対象外)

- 3 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正
 - ・ 電気通信設備が技術基準に適合することにつき電気通信事業者が自己確認を行った場合に総務大臣へ届出を行う際の添付書類として、災害時優先通信を扱う事業用電気通信設備に関する説明書を追加する。
- 4 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正
 - ・ 電気通信事業者が災害時優先通信の取扱いを開始等するときに総務大臣への事前の報告を義務づけるとともに、報告様式について定める。

Ⅲ 施行期日

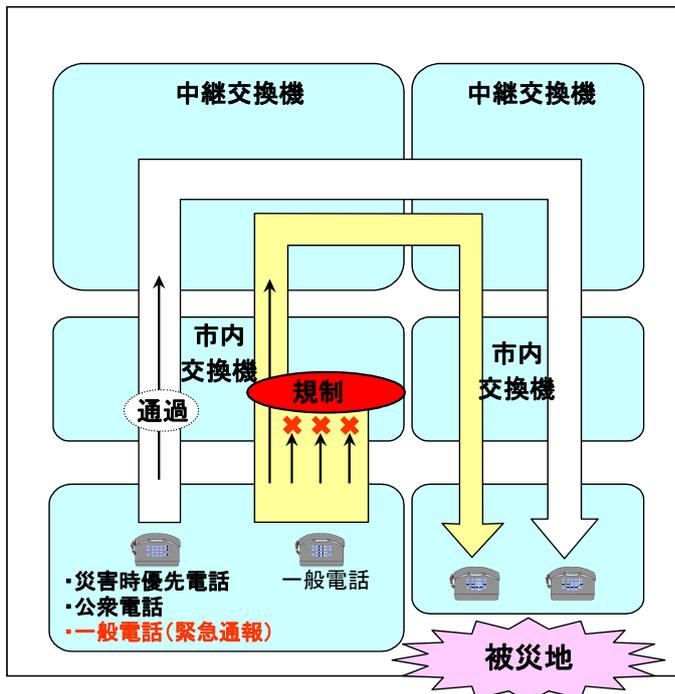
施行期日は公布の日とする。

緊急通報のネットワーク構成のイメージ

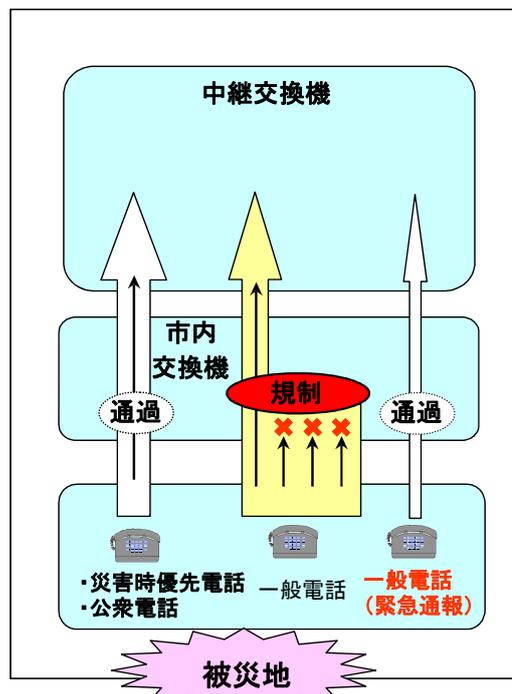


災害時優先通信のイメージ

被災地への通信に対する規制



被災地からの通信に対する規制



改正案		現行	
<p>第一章～第五章（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第15条第2項関係）</p>		<p>第一章～第五章（略）</p> <p>別表第一（略）</p> <p>別表第二（第15条第2項関係）</p>	
電気通信番号の種別	要件	電気通信番号の種別	要件
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 第9条第1項第1号に規定するもの（注3）	<p>1（略）</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「事業用電気通信設備の自己確認」という。）を行っていること。（注4）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>1（略）</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「技術基準適合確認」という。）を行っていること。（注4）</p> <p>3～8（略）</p>	<p>1（略）</p> <p>2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認（以下「技術基準適合確認」という。）を行っていること。（注4）</p> <p>3～8（略）</p>
6（略）	（略）	6（略）	（略）
7 第9条第1項第3号に規定するも	<p>1・2（略）</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし</p>	<p>1・2（略）</p>	<p>1・2（略）</p>

の	<u>し、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</u>
8 第9条第1項第4号に規定するもの	1・2 (略) 3 <u>緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</u> 。
9・10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	1・2 (略) 3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送業務に係るものである場合は、総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。)を満たしていることの確認が行われていること。
12～15 (略)	(略)

注1～3 (略)

の	
8 第9条第1項第4号に規定するもの	1・2 (略)
9・10 (略)	(略)
11 第10条第1項第1号に規定するもの	1・2 (略) 3 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>技術基準適合確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送業務に係るものである場合は、総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づき総務大臣が別に告示する基準をいう。以下同じ。)を満たしていることの確認が行われていること。
12～15 (略)	(略)

注1～3 (略)

- 4 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。
- 5 (略)

別表第三 (第 15 条第 2 項第 7 号及び第 15 条第 3 項関係)

区分	要件
1 第 9 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>事業用電気通信設備の自己確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質を満たしていることの確認が行われていること。
2 第 10 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備

- 4 技術基準適合確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準 J J 201. 01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。
- 5 (略)

別表第三 (第 15 条第 2 項第 7 号及び第 15 条第 3 項関係)

区分	要件
1 第 9 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を用いようとする場合	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備について <u>技術基準適合確認</u> が行われていること。ただし、当該設備が第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係るものである場合は、総合品質を満たしていることの確認が行われていること。
2 第 10 条第 2 項に規定する電気通信役務を識別するために電気通信番号を	1 (略) 2 利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備

用いようとする場合	<p>について<u>事業用電気通信設備の自己確認</u>が行われていること。</p> <p>3 (略)</p>
-----------	---

別表第四 (第 15 条第 4 項関係)

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	(略)
2 別表第 2 の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(7) (略)	(略)
<u>(8) 7 の 3 に関する事項</u>	<u>緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。</u>
<u>(9) 8 の 3 に関する事項</u>	<u>緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。</u>
<u>(10) ～ (17)</u>	(略)

様式第一 ～ 様式第四 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

用いようとする場合	<p>について<u>技術基準適合確認</u>が行われていること。</p> <p>3 (略)</p>
-----------	---

別表第四 (第 15 条第 4 項関係)

軽微な事項	適用の条件
1 (略)	(略)
2 別表第 2 の要件のうち次に掲げるもの	
(1)～(7) (略)	(略)
<u>(8) ～ (15)</u>	(略)

様式第一 ～ 様式第四 (略)

(経過措置)

- 2| この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の電気通信番号規則（以下「新番号規則」という。）の規定により指定されたものとみなす。
- 3| 前項の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者が、前項の期間内に新番号規則別表第二の七の三又は八の三に掲げる要件を確認できる事項を記載した書類を総務大臣に提出したときは、当該電気通信番号は、新番号規則の規定により指定されたものとみなす。

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表
 ○事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等(第三条の二―第十六条)</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備(第十六条の二―第十六条の六)</p> <p>第二節 秘密の保持(第十七条・第十八条)</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第十九条―第二十二條)</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第二十三条―第二十五条)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備(第二十六条―第三十五条の二)</p> <p>三</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備(第三十五条の二の四―第三十条の七)</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 電気通事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等(第三条の二―第十六条)</p> <p>第二款 その他の電気通信回線設備(第十六条の二―第十六条の六)</p> <p>第二節 秘密の保持(第十七条・第十八条)</p> <p>第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止(第十九条―第二十二條)</p> <p>第四節 他の電気通信設備との責任の分界(第二十三条―第二十五条)</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款 アナログ電話用設備(第二十六条―第三十五条の二)</p> <p>二</p> <p>第二款 総合デジタル通信用設備(第三十五条の二の三―第三十条の七)</p> <p>第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ</p>
---	---

トコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備（第三十五条の十六―

第三十五条の二十二）

第五款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―**第三十六条の**

八）

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十

八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節（第四節（略））

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

トコル電話用設備（第三十五条の八―第三十五条の十五）

第四款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―**第三十六条の**

七）

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十八条―第四十

八条）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）

第四節 他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章 雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節（第四節（略））

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

第二十六条～第三十三条（略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、**第三十五条の十八第一項**、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 （略）

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）を優先的に取り扱うことができるものでな

第二十六条～第三十三条（略）

（通話品質）

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の十一、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

2 （略）

ければならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の三 (略)

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の四 (略)

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、総合デジタル通信用設

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 (略)

第二款 総合デジタル通信用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二の三 (略)

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設

備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ
トコル電話用設備

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備

(適用の範囲)

第三十五条の十六 この款の規定(第三十五条の十九第二項を除く。)は、携帯電話用設備及びPHS用設備に対して適用する。

備について準用する。

第三款 アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロ
トコル電話用設備

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

(基本機能)

第三十五条の十七 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。

(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2) 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、携帯電話用設備及びP H S用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2| 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と携帯電話用設備又はP H S用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2| 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びP H S用設備について準用する。

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

第五款 その他の音声伝送用設備

(適用範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、**携帯電話用設備**及び**PHS用設備**を除く。)に対して適用する。

(通話品質)

第三十六条の三 (略)

第四款 その他の音声伝送用設備

(適用範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備**及び**電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)に対して適用する。

(通話品質)

第三十六条の三 (略)

<p>2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(総合品質)</p> <p>第三十六条の五 (略)</p> <p>2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備)</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、この款の事業用電気通信回線設備(災害時優先通信を取り扱うものに限る。)について準用する。</p> <p>(異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。</p>	<p>2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(総合品質)</p> <p>第三十六条の五 (略)</p> <p>2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。</p> <p>第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電</p>
---	--

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五節 アナログ電話用設備

第五十三条 第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

- 2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。
- 3 第三十五条の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

- 4 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

気通信設備

第五節 アナログ電話用設備

第五十三条 第二十七条から第三十三条までの規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条までの規定中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

- 2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う基礎的電気通信設備に準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

- 3 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に音声伝送役務の提供の用に供している事業用電気通信回線設備については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準に適合しているものとみなす。

3 前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、この省令の施行の日から起算して二年間に限り、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は同条の基準に適合しているものとみなす。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ ㄱネ (略)</p> <p>カ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書</p> <p>ラㄱウ (略)</p> <p>ㄷ その他イからウまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号ソ及びㄷに掲げるものを除く。)</p>	<p>(事業用電気通信設備の自己確認の届出)</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備</p> <p>イ ㄱネ (略)</p> <p>カㄱム (略)</p> <p>ウ その他イからムまでに掲げる書類を補足するために必要な資料</p> <p>二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号ソ及びウに掲げるものを除く。)</p>

ロ（ホ）（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、**リ**及び**中**に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ、**リ**及び**中**に掲げるものを除き、**電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ナ、ラ及びキに掲げるものを除く。**）

ロ（略）

四 携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（**同号ソ及びキに掲げるものを除く。**）

ロ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPH S用設備

ロ（ホ）（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、**カ**及び**ウ**に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ、**カ**及び**ウ**に掲げるものを除く。）

ロ（略）

四 携帯電話用設備

イ 第一号に掲げる書類（**同号ソ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ソ、ネ及びウに掲げるものを除く。**）

ロ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（**電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。**）又は**事業用電気通信設備規則第三条第二項第七**

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

ロ・ハ（略）

六 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインタ

ーネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びヰに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ム及びヰに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ム及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

七 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用

号の二に規定するPHS用設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ及びウに掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、ラ及びウに掲げるものを除く。）

ロ・ハ（略）

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用

電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**キ**、**ム**及び**卅**に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、**ク**、**ム**及び**卅**に掲げるものを除き、**電気通信事業報告規則第七条の二に基づく災害時優先通信の優先的取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ナ、ラ、ム及び卅に掲げるものを除く。**）

ロ・ハ （略）

ハ 有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜二 （略）

九 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び**卅**に掲げるものを除く。）

ロ〜ハ （略）

2
（略）

電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、**カ**、**ク**及び**ウ**に掲げるものを除き、電気通信事業報告規則第七条に基づく緊急通報の取扱い開始報告を行っていない者にあつては、同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ、**カ**、**ク**及び**ウ**に掲げるものを除く。）

ロ・ハ （略）

七 有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜二 （略）

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及び**ウ**に掲げるものを除く。）

ロ〜ハ （略）

2
（略）

附 則

(施行期日)

1| この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2| この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の電気
通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規定による届出は、この
省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令
による改正後の電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項の規
定によりした届出とみなす。

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業報告規則(昭和六十二年郵政省令第四十六号)

改正案	現行
<p>(緊急通報の取扱いに関する報告)</p> <p>第七条 電気通信事業者は、<u>電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報</u> (以下「緊急通報」という。)の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</p> <p>(災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告)</p> <p>第七条の二 <u>電気通信事業者は、電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。)の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に</u></p>	<p>(緊急通報の取扱いに関する報告)</p> <p>第七条 電気通信事業者は、<u>一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報</u> (以下「緊急通報」という。)の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</p>

(傍線部分は改正部分)

書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の三 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第 号）の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とし、様式二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

(事故発生状況の報告)

第七条の二 (略)

様式第 26 の 2 (第 7 条の 2 関係)

災害時優先通信の優先的取扱い開始報告

年 月 日

事業者名

災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日	
災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲	
災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法	

注 1 「災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP 電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP 電話（～に限る。）」又は「IP 電話（～を除く。）」のように、災害時優先通信の優先的な取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

2 「災害時優先通信の優先的な取扱いの実施の方法」の欄は、災害時優先通信の優先的な取扱いを実現するためのシステム構成、その他災害時優先通信の優先的な取扱いに関する機能について記載すること。

<p>3 <u>報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、災害時優先通信の優先的な取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。</u></p> <p>4 <u>用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u></p> <p><u>様式第27（第7条の3関係）</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>様式第27（第7条の2関係）</u></p> <p>(略)</p>
--	---